

第6章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 基本的な考え方

川越市は、これまで歴史的建造物について、伝統的建造物群保存地区の決定、及び文化財保護法による文化財指定・登録、県並びに市の文化財保護条例に基づく文化財指定、川越市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物指定などの措置により、保存、活用に取り組んできた。今後、本市の歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域内において歴史的風致を形成している国指定文化財以外の歴史的建造物で、公開・活用されることによって歴史的風致の維持向上に寄与することが認められるものについて、歴史的風致形成建造物に指定することとする。

当該建造物の公開については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場、生活の場を阻害しない程度において、所有者との合意形成を十分に図った上で実施するものとし、維持管理に必要な修理や、活用のための整備を行う場合には、文化財的な調査を行った上で、専門家や学識者などの意見も踏まえ、外観については建造物の往時の姿に修復、復原することを基本としつつ、歴史的風致の維持向上のための拠点施設としての活用を図る。

また、当該建造物の周辺環境についても、道路整備や案内板の設置など、連携した整備を図る。

川越市における歴史的風致形成建造物は、以下のいずれかの中から市長が指定を行うものとする。

- ① 国の登録有形文化財及び登録記念物
- ② 埼玉県及び川越市の文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 川越市都市景観条例に基づき指定された都市景観重要建築物
- ④ 景観法に基づく景観重要建造物（指定が確実な物件を含む）

(2) 歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

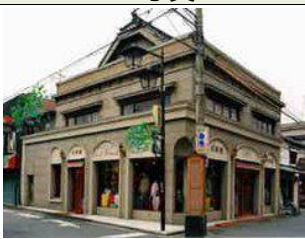
No.	名称		写真	所在地	備考
1	カワモク本部事務所棟 (旧六軒町郵便局)			田町	登録有形文化財 都市景観重要建築物
2	川越商工会議所 (旧武州銀行川越支店)			仲町	登録有形文化財 都市景観重要建築物
3	手打ちそば百丈 (旧湯宮釣具店)			元町1丁目	登録有形文化財 都市景観重要建築物
4	佐久間旅館	奥の間		松江町2丁目	登録有形文化財 都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
		塀		松江町2丁目	都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
5	日本聖公会川越キリスト教会 礼拝堂			松江町2丁目	登録有形文化財 都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
6	太陽軒			元町1丁目	登録有形文化財 都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済

No.	名称		写真	所在地	備考
7	旧鏡山酒造	明治蔵		新富町1丁目	登録有形文化財
		大正蔵		新富町1丁目	登録有形文化財
		昭和蔵		新富町1丁目	登録有形文化財
8	旧山崎家別邸 (H24. 3. 30 歴史的風致形成建造物 指定)	建物		松江町2丁目	市指定文化財
		庭園		松江町2丁目	登録記念物
9	三芳野神社社殿 及び末社蛭子社・大黒社 (H26. 10. 7 歴史的風致形成建造物 指定)			郭町2丁目	県指定文化財
10	氷川神社本殿			宮下町2丁目	県指定文化財

No.	名称		写真	所在地	備考
11	八坂神社社殿 (H29. 8. 17 歴史的風致形成建造物 指定)			宮下町2丁目	県指定文化財
12	喜多院	番所		小仙波町1丁目	県指定文化財
		慈恵堂		小仙波町1丁目	県指定文化財
		多宝塔		小仙波町1丁目	県指定文化財
13	川越城本丸御殿 及び家老詰所 (H25. 9. 30 歴史的風致形成建造物 指定)			郭町2丁目	県指定文化財
14	福田家住宅			大手町	市指定文化財
15	塩野家住宅			仲町	市指定文化財

No.	名称		写真	所在地	備考
16	松本家住宅			仲町	市指定文化財
17	原田家住宅			松江町2丁目	市指定文化財
18	田口家住宅			松江町2丁目	市指定文化財
19	山下家	住宅		仲町	市指定文化財
		内蔵		仲町	市指定文化財
20	広済寺金毘羅堂			喜多町	市指定文化財
21	加藤家住宅			連雀町	市指定文化財

No.	名称	写真	所在地	備考
22	吉田家住宅		連雀町	市指定文化財
23	旧川越織物市場 (H27. 3. 23 歴史的風致形成建造物 指定)		松江町2丁目	市指定文化財
24	旧栄養食配給所 (H27. 3. 23 歴史的風致形成建造物 指定)		松江町2丁目	市指定文化財
25	宮澤家住宅 (H24. 3. 30 歴史的風致形成建造物 指定)		六軒町1丁目	市指定文化財
26	元町2丁目六塚稲荷神社 本殿 (H26. 4. 30 歴史的風致形成建造物 指定)		元町2丁目	市指定文化財
27	松平大和守家廟所 (H25. 9. 30 歴史的風致形成建造物 指定)		小仙波町1丁目	市指定文化財
28	永島家住宅 (旧武家屋敷)		三久保町	市指定文化財

No.	名称	写真	所在地	備考
29	大野屋洋品店		連雀町	都市景観重要建築物
30	小島家		連雀町	都市景観重要建築物
31	初音屋大広間及び玄関		元町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
32	旧関根家		連雀町	都市景観重要建築物
33	間仁田家		連雀町	都市景観重要建築物
34	小川菊		仲町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
35	伊勢源		仲町	都市景観重要建築物

No.	名称	写真	所在地	備考
36	菓匠 かとう		元町2丁目	都市景観重要建築物
37	森田家		元町2丁目	都市景観重要建築物
38	片山家（塀を含む）		志多町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
39	梅原家 (H27. 12. 18 歴史的風致形成建造物 指定)		志多町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
40	綾部家		喜多町	都市景観重要建築物
41	馬場家土蔵		喜多町	都市景観重要建築物
42	山田家主屋・土蔵		喜多町	都市景観重要建築物

No.	名称	写真	所在地	備考
43	浅井商店		元町1丁目	都市景観重要建築物
44	松本家天保蔵		仲町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
45	榎本家		松江町2丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
46	小島家		松江町2丁目	都市景観重要建築物
47	(株)芋十		松江町2丁目	都市景観重要建築物
48	牛窪家		新富町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
49	鈴木家		志多町	都市景観重要建築物

No.	名称	写真	所在地	備考
50	竹内家		志多町	都市景観重要建築物
51	島仲		大手町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
52	石森家主屋 及び土蔵、レンガ塀		大手町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
53	舩屋		大手町	都市景観重要建築物
54	星野家		松江町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
55	川越商工会議所別館 (塀を含む)		松江町2丁目	都市景観重要建築物
56	中島家		松江町2丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済

No.	名称	写真	所在地	備考
57	小川藤		松江町2丁目	都市景観重要建築物
58	佐々木医院本館、 車小屋及び門塀		連雀町	都市景観重要建築物
59	福田屋		久保町	都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
60	太田屋茶店		久保町	都市景観重要建築物
61	天笠家		元町2丁目	都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
62	伊藤家		元町2丁目	都市景観重要建築物から 景観重要建造物に移 行済
63	松崎家		大手町	都市景観重要建築物

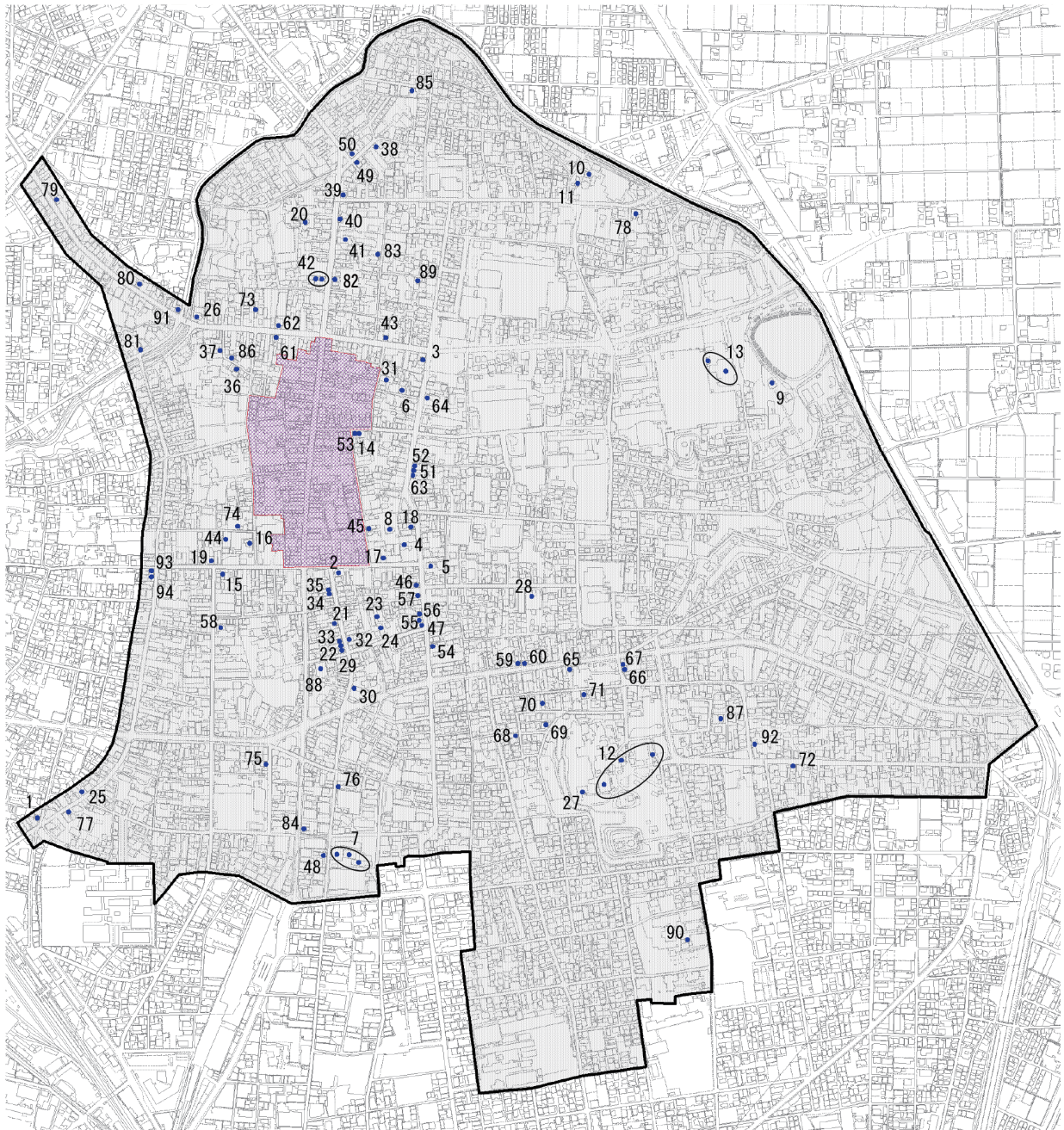
No.	名称	写真	所在地	備考
64	佐久間家土蔵		大手町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
65	森田屋		久保町	都市景観重要建築物
66	市野川家		久保町	都市景観重要建築物
67	市野屋豆腐店		久保町	都市景観重要建築物
68	市村旅館（塀を含む）		西小仙波1丁目	都市景観重要建築物
69	天ぷら てんぬま		西小仙波1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
70	和洋お食事処 栄		西小仙波1丁目	都市景観重要建築物

No.	名称	写真	所在地	備考
71	うなぎ 東屋（塀を含む）		西小仙波1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
72	森甚		小仙波町3丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
73	清水家土蔵		元町2丁目	都市景観重要建築物
74	岩澤家土蔵		末広町2丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
75	板倉家		中原町1丁目	都市景観重要建築物
76	山田屋		新富町1丁目	都市景観重要建築物
77	鈴木薬局		六軒町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済

No.	名称	写真	所在地	備考
78	平井家門		宮下町1丁目	都市景観重要建築物
79	旧三ツ木屋吉澤家		石原町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
80	恵比寿屋米穀店		石原町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
81	三澤屋		石原町1丁目	都市景観重要建築物
82	田中屋商店		喜多町	都市景観重要建築物
83	山本家		喜多町	都市景観重要建築物
84	土金家		新富町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済

No.	名称	写真	所在地	備考
85	源氏家		志多町	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
86	三丑（相原）		元町2丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
87	曙館		小仙波町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
88	旧鶴川座		連雀町	景観重要建造物 指定候補
89	旧田中家住宅及び土蔵		元町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
90	中院不染亭		小仙波町5丁目	都市景観重要建築物
91	田中屋商店主屋及び土蔵 (H26. 4. 30 歴史的風致形成建造物 指定)		石原町1丁目	都市景観重要建築物

No.	名称	写真	所在地	備考
92	岩澤家土蔵		小仙波町3丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
93	二村家主屋 H27. 12. 18 歴史的風致形成建造物指定		末広町1丁目	都市景観重要建築物から景観重要建造物に移行済
94	二村家別棟主屋		末広町1丁目	都市景観重要建築物



歴史的風致形成建造物及び候補 分布図

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 個別の事項

ア 登録有形文化財、登録記念物と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

登録有形文化財並びに登録記念物、景観重要建造物については、法と同様に届出・勧告などを主体とする行為規制が行われており、指定文化財同様、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用のために必要な防災上の措置を実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術指導などを踏まえ実施するものとする。また、民間が所有するものについては、川越市都市景観条例に基づく都市景観重要建築物への指定を併用することで、外観の維持保全にかかる工事費の一部を支援する措置を行う。

イ 県及び市文化財の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

指定文化財については、条例に基づき、現状変更などの行為規制がすでに行われているため、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用のために必要な防災上の措置について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理にあたっては、文化財に関わる補助制度において、活用案に基づき社会資本整備総合交付金等の積極的な活用を図ることで、本市財政及び所有者などの負担の軽減に努める。以上については、関連する審議会、学識経験者などによる必要な技術的な指導などを踏まえ実施するものとする。

ウ 都市景観重要建築物指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

川越市都市景観条例に基づき保存指定を行っている都市景観重要建築物は、適正な外観の保全と、現状変更行為が生じる行為を行う際には、市への届出が求められている。それらの行為規制に基づき維持保全を図るとともに、本市独自の補助制度において、地域活性化に寄与する行為として社会資本整備総合交付金等の積極的な活用を図ることで、本市財政及び所有者などの負担の軽減に努める。以上については、関連する審議会、学識経験者などによる必要な技術的な指導などを踏まえ実施するものとする。

エ 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

今後の景観計画の策定により、景観重要建造物へ指定された歴史的建造物についての必要な支援策については、景観計画において別に定めるものとする。

また、市内に多数存在している近代遺産、産業遺産などの歴史的建造物についても、今後は調査を進め、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定を図ることで、歴史的風致形成建造物として指定し、保存整備に努めることとする。

(2) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財については、第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合、及び第 132 条第 1 項の規定に基づく登録記念物（名勝地関係）について第 133 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ② 埼玉県文化財保護条例第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財については、第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、もしくは第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- ③ 川越市文化財保護条例第 5 条第 1 項に基づく市指定有形文化財については、第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づく修理復旧の届出を行った場合、もしくは第 11 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- ④ 川越市都市景観条例第 20 条第 1 項の規定に基づく都市景観重要建築物等については、第 21 条第 2 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合。
- ⑤ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物においては、第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

